

明治 22 年 11 月～12 月

天理大学人文学部講師
深谷 耕治 Koji Fukaya

明治 17 年の初参拝以来、増野家に対してはおぢばへの伏せ込みが何度も論されており、ついに明治 22 年 12 月 31 日に増野正兵衛は神戸を引き払って、おぢばに伏せ込むようになる。『増野正兵衛傳』によれば、大晦日に神戸を出発して、大阪の梅谷四郎兵衛宅に立ち寄って、そこで正月を迎える。翌日におぢばに引き移ったとある。最初は、足達照之丞の隠居所を借り受けて住まいとした。そのとき妻いとは妊娠 8 カ月であったが、しばらくして長男・道興が生まれる。今回は、おぢばに移る直前の明治 22 年 11 月～12 月の「おさしづ」を見ていきたい。

- ・明治 22 年 11 月 1 日：増野正兵衛神戸へ帰宅御許し願
- ・11 月 20 日：増野正兵衛前々おさしづに『継ぐ間違うのち～十分一日の日』と御聞かせにあづかり、就ては正兵衛三年以前に隠居致し、松輔を本人と定めましたが、違いますかの伺／同日、春野ゆう前におぢばへ参詣の時、身上障りに付おさしづを蒙り、大阪の春野宅へ帰り、又身上の障りだん～重り、横に寝る事も出来ず、前おさしづにより諭し速やかおたすけありしが、今度は身上救かる事難しきや伺／同日、増野正兵衛明日より神戸へ帰る事御許し願
- ・11 月 30 日：増野いと左の腹に差し込むに付願／同日、押して日々の心の理を定めるのでありますか、又こちらへ来る心を定めさすのでありますか願
- ・12 月 8 日：増野正兵衛内々一統協議の上、おぢばへ引越しますに付、村田長平向の家か、三番地の足達源四郎離座敷借り受けるか、いづれ宜しきや願／同日、三島村城甚三郎所持の田地五畝十歩買入れ、名前書換え、本席会長御名前に御願申上げし処、増野正兵衛名義に書換え置けとの事に付御許し願
- ・12 月 14 日（陰暦 11 月 22 日）午前 6 時：中山会長始め、橋本清、舛井伊三郎、梅谷四郎兵衛、増野正兵衛、河原町分教会所開筵式に出張の儀御許し願
- ・12 月 19 日：増野正兵衛河原町分教会所開筵式に行き、十五日夜より腹痛夜々二度、昼も二度に付伺
- ・12 月 20 日：増野正兵衛借家も普請中に付、その出来るまで引越御許し願、それとも急に引越す方宜しきや、月を越ても宜しきや伺

明治 22 年 11 月 1 日、増野正兵衛は「神戸へ帰宅御許し願」で伺っている。「さあ～尋ねる処～、心に身上掛かる。心置き無う行って来い。又直ぐと。」と、最後に「又直ぐと（戻ってくるように）」と付け加えられているのが印象的である。神戸に戻ることで、おぢばへと定めた心が揺らがないように、とのことであろう。

11 月 20 日に、以前に頂いた「おさしづ」の内容について改めて伺っている。「継ぐ間違うのち～十分一日の日」とあったので、正兵衛は 3 年前に隠居し、甥の増野松輔（姉の長男）に家督を譲っていたが、今回そのことの是非について伺うと、「もう長くの処の理を待てとは言わん、通れとは言わん。旬々のいかなる理を知らそう。」と、旬の理について説かれている。松輔は足が不自由だったようだが、増野家の稼業を支えるべく、神戸で足袋職の修行をしたりしていた。度々身上の障りについて「おさしづ」を伺っているが、結果的には、3 年後の明治

25 年 1 月 21 日に若くして出直す。

同日、妻の母・春野ゆうの身上の障りについても伺っている。1 カ月前に、喘息の障りについて「おさしづ」を伺ったときは、「難儀さそう、不自由さそう神はあろうまい」「不自由難儀は人間にといんねん、身上速やかなれば心も勇む」といんねんに関するお言葉を頂き、速やかにたすかったが、今回は「身上的障りだん～重り、横に寝る事も出来ず」という容体で「今度は身上救かる事難しきや」と伺っている。「どれだけ心に諭しても、心に治まらねば治まらん。一つ話成程十分、話十分諭し、いんねん一つの理は諭してくれるよう。」と、またも「いんねんの理」について説かれている。

11 月 30 日に、増野いとの「左の腹に差し込む」に付いて伺っている。『増野正兵衛傳』によると、いとはおぢばに住み込むことは同意しつつも、当時「世間の人から夜逃げと思われたくないで、せめて正月を神戸で迎えてからおぢばに出発したい」と主張していたようである。すると「こらへられないほどの歯痛」が起ったが、「早速出発の事に事情を定めて御願すると、夢のやうに痛が止んだ」。左腹の障りと歯痛が生じた順番は明らかではないが、この「おさしづ」では、「あちら一つ身が障る、こちら一つ身が障る。心に重々思う。早く十分洗い取れ～。」と、いずれの身上であっても「（心のほこりを）洗い取れ」と諭され、「案じる事は要らん。」「こうと言えばこうという、一つの理を治め。」と説かれている。この諭しを受けて、さらに押して「日々の心の理を定めるのでありますか、又こちらへ来る心を定めさすのでありますか」と伺うと、「こうと言えばこちら思え。いつになったら十分聞いて置け。こうという理を治めてやるがよい。いついつ治まるという。」と、今すぐ治まらないことでも、「こう」と言わされたら「こう」と素直に受けれる心について再び諭されている。

12 月 8 日に、おぢばでの住まいについて「村田長平向の家か、三番地の足達源四郎離座敷借り受けるか」と具体的に伺うと、「どちらどうとも言わん。なれども大層する事要らん。軽うして心に置くがよい。」と述べられている。また、近隣の土地購入に際する名義変更について伺うと、「一つの心は今一時、秘そか秘そか」と伝えられており、住まいにしても名義にしても今はまだ一時的なものという説かれ方がなされている。

14 日に、河原町分教会所開筵式の出張に関してお許しを願うと「どれだけの事、どんな者も悪い者は無い。をやの理を以て治めて来るがよい。」と「をやの理」について諭されていたが、正兵衛は翌 15 日の夜から「腹痛夜々二度、昼も二度」あったようで、19 日に改めて伺うと、「大き心の理を治め。案じる事は一つも要らん。」と説かれている。

20 日に、「（おぢばでの）借家も普請中に付、その出来るまで引越御許し願、それとも急に引越す方宜しきや、月を越ても宜しきや」と伺うと、「早く事情どういう処十分、暫くの間どうでも不自由々々々、不自由が日々のこうのう。」と、不自由の中に「効能の理」があることが伝えられている。そしていよいよ 31 日に、神戸を出発する。

[註]

(1) 『増野正兵衛傳』(私家版、1923 年)、55～56 頁。